

国立大学法人群馬大学科学研究費助成事業等経理事務取扱規程

	平成16年4月1日	制定
改正	平成16年12月1日	平成18年6月1日
	平成19年12月1日	平成20年3月1日
	平成20年12月1日	平成21年6月24日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	令和2年4月1日	

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業及びその他研究者（研究活動に携わる本学の教職員）が設定した特定の研究課題に対して国又は地方公共団体等から交付される補助金（機関に交付されるものは除く。以下「補助金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他当該補助金が適用を受ける法令（規程を含む。）及び取扱要領（使用ルールを含む。）（以下「補助金取扱要領等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」及び「学部長等」とは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「会計事務取扱規程」という。）第3条に定めるところによる。

- 2 この規程において「研究代表者」とは、補助金交付の対象となった研究を担当する者（複数で研究を行う場合はその代表者）をいう。
- 3 この規程において「研究分担者」とは、補助金交付の対象となった研究を研究代表者と分担して担当する者をいう。

(補助金の管理)

第3条 研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、補助事業の実施を伴う研究機関にて補助金を管理しなければならない。

- 2 補助金は、研究代表者等に代わり本学が管理する。
- 3 補助金に係る諸手続きは、研究代表者等に代わり本学が行う。

(経理事務の委任)

第4条 学長は、前条に基づき委任された補助金の管理及び経理について、経理事務の総括を財務部長に委任する。

- 2 学長は、会計事務取扱規程第7条及び国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。）第6条の規定に準じて、補助金の経理に係るそれぞれの職員に経理事務を委任する。
- 3 学長は、会計事務取扱規程第6条及び契約事務取扱規程第5条の規定に準じて、財務部長の事務の一部を処理させる。

(補助金の受入れ及び保管)

第5条 補助金は、財務部長名義で銀行に預金して保管するものとする。

2 研究代表者等は、前項の預金より生じた利息について、本学に譲渡するものとする。

(契約等の手続き)

第6条 補助金に係る契約及び支払等の事務処理は、会計規則及びこれに基づく諸規程の定めに準じて行うものとする。

2 本学における補助金に係る契約行為の名義者は、国立大学法人群馬大会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）第7条の規定にかかわらず財務部長とする。

(帳簿及び書類の整理保管)

第7条 財務部は、補助金の収支に関する帳簿を備え、研究代表者等ごとに記帳整理するとともに関係書類（預金通帳を含む。）を整理保管しなければならない。

2 学部等においては、研究代表者等ごとに関係書類を整理保管しなければならない。

3 前2項の帳簿並びに関係書類の保管期限は、補助事業期間終了後5年間とする。

(補助金の使用内訳変更)

第8条 研究代表者等は、補助金取扱要領等において当該補助金の配分機関の承認を必要としない軽微な変更とされる範囲を超えて、補助金の使用内訳を変更する必要性が生じた場合は、事前に学部等の事務長等に申し出て、配分機関の承認を得なければならない。

(設備等の管理)

第9条 研究代表者等は、補助金により国立大学法人群馬大学固定資産管理規程（平成23年4月1日制定。）に規定する物品又は少額物品（以下「設備等」という。）を取得したときは、購入後直ちに本学に寄附しなければならない。

2 研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合において、前項の規定に基づき寄附した設備等について、他の研究機関で使用することを希望し、返還を申し出たときは、当該研究代表者等に返還するものとする。

(報告)

第10条 研究代表者等は、当該補助金に係る毎年度の事業終了時に速やかに実績報告書等（収支にかかる決算報告書を含む。）を、研究推進部長に送付するものとする。

(間接経費の取扱い)

第11条 本学は、研究の質を高めるため、必要に応じて研究代表者等に間接経費を配分することができる。

2 研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合又は補助事業を廃止することとなる場合、直接経費の残額の10分の3に相当する額の間接経費を当該研究代表者等が所属することとなる研究機関等に送金するものとする。ただし、繰越分については、送金しない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、既に継続課題として内定している補助金についてもこの規程を適

用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学研究拠点形成費等補助金経理事務取扱規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。